

令和5年度

# 定期監査報告書

かほく市監査委員

# 目 次

第1 監査の趣旨	.....	1
第2 監査のテーマ	.....	1
第3 監査の目的	.....	1
第4 監査の種類	.....	2
第5 監査の対象及び方法	.....	2
第6 監査の実施場所及び日程	.....	2
第7 監査の評価項目（着眼点）	.....	3
第8 監査の実施内容	.....	4
1. 予算執行状況及び事務事業について	.....	4
2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金等について	.....	8
3. 公用車の使用・管理・安全対策について	.....	28
第9 監査の結果	.....	37
第10 総括意見・要望等	.....	38

## 第1 監査の趣旨

地方自治法第2条第14項から第16項の規定に基づき、行政事務が適正に執行され、かつ組織及び運営の合理化に努め、その目的の達成状況について監査するため、同法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査等を、かほく市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して実施した。

## 第2 監査のテーマ

1. 予算執行状況及び事務事業について
2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金等について
3. 公用車の使用・管理・安全対策について

## 第3 監査の目的

1. 予算執行状況及び事務事業について

財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかを主眼として、各課より令和5年度（上期）における執行状況等の監査資料の提出を求め、諸帳簿、証拠書類を審査し、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金等について

令和2年度から新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費が予算化されたことで、例年の一般会計決算額に比べ膨らむ結果となった。

新型コロナウイルス感染症対策は未だ継続しているが、特に令和2年度から令和3年度にかけては、市民生活と地域経済への影響を最小限に抑えるべく取り組んだ補助事業等や、イベント等の中止・規模縮小を余儀なくされ、不用額を生じた補助金が多数あり、その執行状況について、法令等に従い適正に処理されているか調査を行った。

3. 公用車の使用・管理・安全対策について

公務を効率的・機動的に遂行するため、本庁及び出先機関に公用車として多数の車両を保有し、管理運用している。一方、公用車の取得、運用及び維持管理のためには様々なコストがかかっており、また、公用車の使用による二酸化炭素の排出は環境への負荷が大きくなる要因にもなっている。さらに安全管理の面からは、公用車の使用は交通事故発生と常に背中合わせというリスクを併せ持つこととなっている。

これらの状況を踏まえ、公用車の使用、管理状況及び安全対策の実態を把握することにより問題点を検証し、もって今後の事務改善に資することを目的とする。

## 第4 監査の種類

1. 予算執行状況及び事務事業について  
地方自治法第199条第1項の規定による監査（財務監査）
2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金等について  
地方自治法第199条第2項の規定による監査（行政監査）
3. 公用車の使用・管理・安全対策について  
地方自治法第199条第2項の規定による監査（行政監査）

## 第5 監査の対象及び方法

1. 予算執行状況及び事務事業について  
令和5年4月～令和5年9月末現在の予算の執行状況について各課より所定の調書の提出を求め、調書に基づく事前調査を実施し、その結果を受けて個別監査で担当課長等から着眼点について聴取した。
2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金等について  
各課より新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金等の交付状況について、所定の調書の提出を求め、調書に基づく事前調査を実施し、その結果を受けて個別監査で担当課長等から着眼点について聴取した。
3. 公用車の使用・管理・安全対策について  
各課で保有及び管理を行っている公用車（除雪車、緊急車両等を除く）を対象とし、所定の調書の提出を求め、調書に基づく事前調査を実施し、その結果を受けて個別監査で担当課長等から着眼点について聴取した。

## 第6 監査の実施場所及び日程

1. 実施場所  
かほく市庁舎
2. 日程  
事前調査(資料作成を含む) 令和5年9月29日(金)～10月13日(金)  
個別調査 令和5年11月7日(火)～12月1日(金)
3. 個別調査 監査対象部課  
総務部 総務課  
地域政策部 企画振興課・防災環境対策課  
健康福祉部 長寿介護課・健康福祉課・こども家庭課  
産業建設部 農林水産課  
教育部 学校教育課・生涯学習課

## 第7 監査の評価項目（着眼点）

### 1. 予算執行状況及び事務事業について

- (1) 財務事務の執行や経営に係る事業の管理が適正で効率的かつ効果的に行われているか。
- (2) 基本的な事務の執行が、適正かつ合理的、効率的に行われているか。
- (3) 今年度予定している主要事業（新規・拡充事業）が、計画的かつ順調に執行されているか。

### 2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金等について

- (1) 補助金交付要綱等の整備について
  - ・ 補助金等の目的、対象等は公益上の必要性が明確であり、対象者等について補助金交付要綱等により整備されているか。
- (2) 補助金等の交付手続等について
  - ・ 補助金等の交付手続は申請者に考慮し、申請しやすい環境整備がなされているか。
  - ・ 申請受理後、可能な限り速やかに交付されているか。
  - ・ 補助金額、交付先は補助金交付要綱等に合致し適正か。
  - ・ 事業は合理的な手順により執行されているか。
- (3) 補助金等交付後の確認について
  - ・ 実施内容等の確認は適正に実施されているか。
  - ・ 交付目的のイベント等が中止・規模縮小となった場合に、開催準備経費等以外の金額を戻入するなど、適正に精算されているか。

### 3. 公用車の使用・管理・安全対策について

- (1) 公用車の適切な配置、計画的な車両更新が行われているか。
- (2) 公用車の保有・管理状況は適切か。
- (3) 公用車の定期点検・整備は法令に則り実施され、適切な維持管理が行われているか。
- (4) 公用車は効率的に使用されているか。
- (5) 事故防止対策、安全運行対策の取組は適切に行われているか。

## 第8 監査の実施内容

### 1. 予算執行状況及び事務事業について

#### <予算の執行状況>

##### 全課共通事項

- ・一般会計及び特別会計において、上半期としての執行率が50%を下回るものは、歳入並びに歳出に関し全て下半期並びに年度末において執行されるものであった。
- ・歳出の一部に関して、実績がない未執行のものがあつたが、国の交付決定がまだなものや、下期に事業実施するものなど、明確な理由があるものであった。

#### <主要事業（新規・拡充事業）の執行状況>

##### 総務課

###### 1) 新規事業 1件

- ・合葬墓の建設 【予算現額 253,440 千円、執行率 82.89%】  
2種類（施設型及び樹木型）の合葬墓を整備しており、令和6年2月末に完成予定。

###### 2) 拡充事業 1件

- ・市内公園施設の整備 【予算現額 5,876 千円、執行率 98.37%】  
昨年度実施した遊具の安全点検結果に基づき、3ヶ所の公園にある遊具を更新。

##### 企画振興課

###### 1) 新規事業 1件

- ・市制施行20周年記念事業 【予算現額 13,811 千円、執行率 43.81%】  
プレイベントとして8月末に哲学館で夜間にイベントを開催。来年3月に記念式典を開催予定。

###### 2) 拡充事業 2件

- ・北部交流ゾーン活性化事業 【予算現額 33,660 千円、執行率 98.43%】  
道の駅高松里海館の改修工事。
- ・かほく四季まつり事業の展開 【予算現額 20,720 千円、執行率 97.01%】  
中町桜並木の保全植樹（720 千円）。

##### 防災環境対策課

###### 1) 新規事業 2件

- ・カーボンニュートラル推進事業 【予算現額 8,460 千円、執行率 70.86%】  
年内に契約を締結してロゴマーク等の作成し、「かほく市地球温暖化防止計画」に合わせた脱炭素への意識の醸成。

- ・洪水ハザードマップ作成 【予算現額 6,127 千円、執行率 92.64%】  
今年 6 月に県の浸水想定区域図の作成を受け、年度内に市内 6 ヶ所の中小河川について作成。

## 2) 拡充事業 1 件

- ・空き家の解消と定住促進・空き家等対策補助金 【予算現額 17,269 千円、執行率 50.78%】  
毎年需要が高まり今年の 9 月に 7,529 千円を増額補正。

## 長寿介護課

### 1) 新規事業 2 件

- ・e スポーツ体験会の開催 【予算現額 495 千円、執行率 53.33%】  
認知症やフレイル予防が期待される「e スポーツ体験会」を通して、高齢者の健康維持や疾病予防につなげる。
- ・通所型サービス B の実施 【予算現額 432 千円、執行率 0.00%】  
高齢者の生活機能の改善のため、認知機能の低下予防等のプログラムを高齢者のボランティアを活用し、本年 11 月より提供。

## 健康福祉課

### 1) 新規事業 2 件

- ・野菜摂取促進事業 【予算現額 916 千円、執行率 71.97%】  
野菜の摂取量を測定できる機器を活用し、食事に対する行動変容を促す事業で、9 月末現在で 2,420 人が測定。
- ・がん患者補正具等購入費助成 【予算現額 840 千円、執行率 13.81%】  
9 月末現在で 4 人が申請。(想定より申請者が少ない状況。)

### 2) 拡充事業 1 件

- ・歯周病疾患検診の対象者拡大 【予算現額 2,438 千円、執行率 24.38%】  
成人期の歯の喪失原因である歯周疾患を予防・早期発見するため、定期検診の対象者年齢をこれまでの 40 歳から 70 歳までを 10 歳刻みから、20 歳から 76 歳までを原則 5 歳刻みに拡大。8 月末現在で 31 人が受診。(対象者を拡大したことや、受診券を 3 回に分けて送付していることもあり、現状では出足が遅い状況。)

## こども家庭課

### 1) 新規事業 2 件

- ・高校生通学定期券購入助成事業 【予算現額 38,350 千円、執行率 46.28%】  
定期券購入額の半額を助成。9 月末現在で 837 人 (89.32%) が制度利用。
- ・出産・子育て応援交付金 【予算現額 35,590 千円、執行率 46.28%】  
妊娠時及び出産後に面談を実施。交付金 (各 5 万円) を交付。

## 2) 拡充事業 2件

- ・学童保育クラブ運営費 【予算現額 120,555 千円、執行率 42.73%】  
学童保育クラブの追加 (11 クラブ→13 クラブ)
- ・健康づくり事業 (フッ化物洗口) 【予算現額 153 千円、執行率 47.62%】  
これまで私立こども園 (3 園) に実施していた事業を公立こども園 (8 園) にも拡大。

## 農林水産課

### 1) 新規事業 3件

- ・地域計画策定事業 【予算現額 2,200 千円、執行率 99.85%】  
地域計画策定事業は、令和 6 年度末までの 2 ヶ年事業。地域の将来的な農地利用を示す実施計画の策定。
- ・農林産物ブランド力向上チャレンジ事業 【予算現額 500 千円、執行率 57.00%】  
農産物ブランド 6 品目以外の農林産物のブランド力を向上。
- ・林道高地谷線八重桜樹木管理事業 【予算現額 1,177 千円、執行率 0.00%】  
高地谷林道の八重桜の生育環境の整備。10 月から 11 月にかけて事業を実施し完了。

## 学校教育課

### 1) 新規事業 5件

- ・小学校創立 150 周年記念事業 【予算現額 2,516 千円、執行率 45.32%】  
高松小学校、七塚小学校、金津小学校の 3 校で実施。
- ・学力向上対策事業 【予算現額 929 千円、執行率 0.00%】  
各種上級検定の受験に対する助成金で年度末に助成。
- ・医療的ケア児への対応事業 【予算現額 1,763 千円、執行率 54.04%】  
医療的ケア児への対応に係る訪問看護ステーション (看護師派遣) への委託。
- ・部活動地域移行コーディネーターの配置 【予算現額 3,140 千円、執行率 50.00%】  
コーディネーターの報酬。
- ・部活動地域移行検討協議会の開催 【予算現額 165 千円、執行率 0.00%】  
令和 5 年 11 月から令和 6 年 3 月までの間に 2 回開催予定。

### 2) 拡充事業 2件

- ・学校 I C T 推進事業 【予算現額 40,000 千円、執行率 95.78%】  
大型モニター (147 台) の更新。
- ・特別支援教育支援員配置事業 【予算現額 54,302 千円、執行率 34.79%】  
特別支援学級に専任支援員を 4 人増員配置。



## 生涯学習課

### 1) 新規事業 6件

- ・セカンドブック事業 【予算現額：320千円、執行率 61.88%】  
赤ちゃん健診で絵本をプレゼント。
- ・図書館システムのクラウド化事業 【予算現額 5,796千円、執行率 72.50%】  
クラウド化に伴う端末等のリース及び接続環境の整備。
- ・宇ノ気生涯学習センター長寿命化工事 【予算現額 178,800千円、執行率 96.70%】  
監理業務及び工事費（建築・機械・電気設備等）。
- ・総合交流促進施設うみっこらんど七塚の改修工事【予算現額 37,390千円、執行率 41.67%】  
消防設備の更新等工事。
- ・西田幾多郎記念哲学館調査研究事業【予算現額 8,500千円、執行率 98.05%】  
西田幾多郎博士に関する新しい資料の調査分析とデータ化。
- ・いしかわ百万石文化祭 2023 の関連事業 「地域文化発信事業（哲学シンポジウム・ナイトミュージアム・まちを走る多様性アート展）」・「文化団体事業（石川県歌人協会主催による短歌大会）」  
【予算現額 4,430千円、執行率 92.12%】  
いしかわ百万石国民文化祭（10月14日～11月26日）に合わせて実施。

## 2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金等について

### 1. 監査対象補助金等

#### ◇新型コロナウイルス感染症対策補助金等

令和 2 年度及び 3 年度における国の新型コロナウイルス関連補助金等を利用したかほく市補助金等事業は次のとおりである。

なお、これらの事業は国の補助率が 10 分の 10 の事業である。

(単位：円)

NO	対象補助金等	交付・支給年度	所管課	支出済額	
1	感染症等対策利子補給助成金	令和 2 年度	企画振興課	664,000	
		令和 3 年度		2,953,000	
2	事業継続緊急給付金	令和 2 年度		144,000,000	
		令和 3 年度		65,600,000	
3	飲食関連事業給付金	令和 3 年度		9,140,000	
4	感染防止対策補助金	令和 3 年度		17,196,000	
5	飲食店まん延防止支援金	令和 3 年度		665,000	
6	保育環境改善等事業補助金	令和 2 年度		こども家庭課	4,332,087
7	子育て世帯臨時特別給付金	令和 2 年度			49,130,000
		令和 3 年度			613,500,000
8	18 歳以下生活支援商品券給付費	令和 2 年度			58,750,000
9	子育て世帯生活支援特別給付金	令和 3 年度			9,300,000
10	介護保険事業者向け感染症対策助成金	令和 2 年度		長寿介護課	3,588,000
11	高齢者タクシー感染予防対策助成金	令和 2 年度			46,000
12	訪問理美容サービス感染予防対策助成金	令和 2 年度			608,000
13	高齢者施設等感染症対策助成金	令和 3 年度	4,670,000		
14	医療福祉事業所向け感染症対策補助金	令和 2 年度	健康福祉課	4,345,000	
15	医療福祉施設等感染症対策助成金	令和 3 年度		3,979,000	
合 計		18 件		992,466,087 円	

※令和 2 年度は 9 事業、令和 3 年度は 9 事業の延べ 18 事業の補助金等について個別監査を実施した。

### ◇新型コロナウイルスの影響を受けた市補助金

令和2年度及び3年度において、新型コロナウイルスの影響を受け、補助金の減額または不用額が発生した補助事業は次のとおりである。

(単位：円)

NO	対象補助金	交付・支給年度	所管課	補助金の減額等	
1	公共施設管理公社補助金	令和2年度	総務課	3,398,874	
2	まつり事業補助金	令和2年度	企画振興課	16,700,000	
		令和3年度		16,400,000	
3	観光物産協会補助金	令和2年度		1,950,000	
		令和3年度		1,464,000	
4	清掃事業補助金	令和2年度		防災環境対策課	1,024,000
		令和3年度			1,214,000
5	学校教育研究事業補助金	令和2年度	学校教育課	894,202	
		令和3年度		843,910	
6	PTA連合会補助金	令和2年度	生涯学習課	204,000	
		令和3年度		144,000	
7	学校・地域活動戦略プラン補助金	令和2年度		514,380	
		令和3年度		674,769	
8	各種女性団体連絡協議会補助金	令和3年度		120,000	
9	文化活動支援事業補助金	令和3年度		250,000	
10	文化協会活動事業補助金	令和2年度		スポーツ文化課	405,000
		令和3年度			270,000
11	体育協会育成補助金	令和2年度	7,400,000		
		令和3年度	7,670,000		
合 計		19 件			61,541,135 円

※令和2年度は9事業、令和3年度は10事業の延べ19事業の補助金等について個別監査を実施した。

※上記の補助金の減額等は、不用額を含む。

## 2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金等の概況

### (1) 感染症等対策利子補給助成金（令和2年度・令和3年度）

#### A 制度の概要

##### (ア) 制度について

新型コロナウイルス感染症等により影響を受けた中小企業者等の経営安定化を図るため、日本政策金融公庫または県の融資を受けた市内中小企業に対し利子補給を行ったものである。助成金額は融資を受けた当初1年(12ヶ月)分の返済にかかった利子相当分。ただし、1社当たり上限50万円。

##### (イ) 要綱の整備状況について

「かほく市新型コロナウイルス感染症等対策利子補給助成金交付要綱」を作成し、令和2年4月30日に施行。

#### B 交付の状況

令和2年度の感染症等対策利子補給助成金は4件の交付決定が行われ、歳出予算現額664千円に対し支出済額は664千円（執行率100%）。令和3年度の同助成金は15件の交付決定が行われ、予算現額2,997千円に対し2,953千円（執行率98.53%）となっていた。

##### 感染症等対策利子補給助成金の交付状況

年度	歳出予算現額（円）	支出済額（円）	執行率（%）	交付件数（件）
令和2年度	664,000	664,000	100.00	4
令和3年度	2,997,000	2,953,000	98.53	15

#### C 交付事務等について

##### (ア) 申請受付について

市ホームページ及び当時の産業振興課窓口での周知及び受付。

申請は融資が実行された段階で、償還計画表等を添付して「承認申請」を行い、返済開始から12ヶ月を経過した後、その返済実績を証明する書類等を添付し「交付申請」を行う方法としていた。

##### (イ) 交付事務について

返済状況を申請書の添付書類で確認後、「交付決定及び額の確定」を行い、請求金額を金融機関へ振り込み、適正に処理されていた。

##### 感染症等対策利子補給助成金の交付内訳

年度	交付先（件）	交付済額（円）	備考（件）
令和2年度	製造業3、運輸業1	664,000	県の融資4
令和3年度	製造業7、運輸業1、建設業5 サービス業2	2,953,000	県の融資13 日本政策金融公庫2

(ウ) 実績の確認について

金融機関が発行した返済証明書等を事業者に提出してもらい実績確認を行っていた。

**(2) 事業継続緊急給付金（令和2年度・令和3年度）**

A 制度の概要

(ア) 制度について

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けた中小企業者等の事業継続を支えるため、事業全般に広く使える事業継続緊急給付金を交付したものである。

<令和2年度>

令和2年1月から12月までの任意で選択した月の1ヶ月の収入額が、前年同月比で30%以上減少した市内中小企業(ただし、当該月の減少額が10万円以上の者)に対し給付金を支給。給付額は法人で20万円、個人事業主で10万円。

<令和3年度>

令和3年1月から12月までの間の連続する3ヶ月の月平均収入額が前々年同期と比較して30%以上減少した市内中小企業に対し給付金を支給。給付額は法人で20万円、個人事業主で10万円。

(イ) 要綱の整備状況について

令和2年度は「かほく市事業継続緊急給付金交付要綱」を作成し、令和2年5月29日に施行した。また、令和3年度は「かほく市事業継続緊急給付金交付要綱」の一部を改正し、令和3年11月1日に施行。

B 交付の状況

令和2年度の事業継続緊急給付金は1,039件の交付決定が行われ、歳出予算現額144,400千円に対し支出済額は144,400千円(執行率100%)。令和3年度の同給付金は470件の交付決定が行われ、予算現額65,600千円に対し65,600千円(執行率100%)となっていた。

事業継続緊急給付金の交付状況

年度	歳出予算現額(円)	支出済額(円)	執行率(%)	交付件数(件)	備考
令和2年度	144,400,000	144,400,000	100.00	1,039	過誤受給 1件、200千円
令和3年度	65,600,000	65,600,000	100.00	470	

※給付金の支給後、事業者より売り上げ算定にミスがあり受給要件を満たさなくなったことから、返還の申し出があり戻入したものが1件あった。

## C 交付事務等について

### (ア) 申請受付について

市ホームページ及び市商工会窓口での周知及び受付。

事業者は、「交付申請書兼請求書」に事業収入の減少が確認できる書類を添付し申請する方法としていた。

### (イ) 交付事務について

事業収入の減少を申請書の添付書類で確認した後、請求金額を支払う方法を取っていた。緊急を要する事業であることから、書面での交付決定通知は行わず、口座への振込みをもって申請者への通知としていた。(給付金申請要綱にその旨の記載あり。)

### (ウ) 実績の確認について

事業者から提出された確定申告書類の写しや会計帳簿の写し等により、収入減少の確認を行っていた。

## **(3) 飲食関連事業給付金（令和3年度）**

### A 制度の概要

#### (ア) 制度について

新型コロナウイルス感染症の拡大により特に大きな影響を受けた飲食店及び関連事業者の事業継続を支えるため、事業全般に広く使用できる飲食関連事業給付金を交付する制度。令和3年1月から3月までの任意で選択した月の1ヶ月の事業収入が、前年同月日で50%以上減少した市内飲食関連の中小企業に対し給付金を支給したものである。給付額は法人で30万円、個人事業主で20万円。ただし、減収月の前年同月の売上高が30万円未満（個人にあっては20万円未満）の場合、その額が給付金額の上限。

#### (イ) 要綱の整備状況について

「かほく市飲食関連事業給付金交付要綱」を作成し、令和3年4月26日に施行。

### B 交付の状況

飲食関連事業給付金は、44件の交付決定が行われ、歳出予算現額9,140千円に対し支出済額も同額の9,140千円（執行率100%）となっていた。

#### 飲食関連事業給付金の交付状況

歳出予算現額（円）	支出済額（円）	執行率（%）	交付件数（件）
9,140,000	9,140,000	100.00	44

## C 交付事務等について

### (ア) 申請受付について

市ホームページ及びかほく市商工会窓口での周知及び受付。

事業者は、「交付申請書兼請求書」に事業収入の減少が確認できる書類、飲食関連事業者であることを証する書類を添付し申請する方法としていた。

申請者の内訳及び給付金額

申請者	交付件数 (件)	給付金額 (円)
法人	5	1,500,000
個人事業主	39	7,640,000

### (イ) 交付事務について

事業収入の減少及び飲食店関連事業者であることを申請書の添付種類で確認した後、請求金額を支払う形をとっていた。緊急を要する事業であることから、書面での交付決定通知は行わず、口座への振込みをもって申請者への通知としていた。(給付金申請要綱にその旨の記載あり。)

### (ウ) 実績の確認について

事業者から提出された確定申告書類の写しや会計帳簿の写し等により収入減少の確認を行い、また、同事業者から提出された保健所等公的機関の発行する「許可証」等により、飲食店関連業者であることを確認していた。

## **(4) 感染防止対策補助金 (令和3年度)**

### A 制度の概要

#### (ア) 制度について

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小企業者等に対し感染防止対策として取り組む設備の整備等に要する経費の一部を補助したものである。補助額は、感染防止対策に要した経費の2分の1とし、1事業者当たり20万円が上限。

#### (イ) 要綱の整備状況について

「かほく市感染防止対策補助金交付要綱」を作成し、令和3年4月26日に施行した。

### B 交付の状況

感染防止対策補助金は、124件の交付決定が行われ、歳出予算現額17,196千円に対し支出済額も同額の17,196千円(執行率100%)となっていた。

飲食関連事業給付金の交付状況

歳出予算現額 (円)	支出済額 (円)	執行率 (%)	交付件数 (件)
17,196,000	17,196,000	100.00	124

## C 交付事務等について

### (ア) 申請受付について

市ホームページ及びかほく市商工会窓口での周知及び受付。

事業者は、感染対策の実施後、申請書に要した経費が分かる領収書と感染対策の実施状況のわかる写真(施行前後の状況写真)等を添付し申請する方法としていた。

### (イ) 交付事務について

感染対策の状況を添付種類等で確認したうえで、書面で「交付決定及び額の確定」を行い、請求金額を支払う形をとっていた。

### (ウ) 実績の確認について

事業者から提出された領収書及び感染対策の実施状況のわかる写真(施行前後の状況写真)により実績の確認を行っていた。

## **(5) 飲食店まん延防止支援金(令和3年度)**

### A 制度の概要

#### (ア) 制度について

令和4年1月27日から令和4年3月21日までのまん延防止等重点措置の適用期間中に石川県からの要請に応じて営業時間の短縮等を行った飲食店へ支援金を交付したものである。

支援金額は石川県の実施した新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第8次及び第9次)の受給額の10分の1。

#### (イ) 要綱の整備状況について

「石川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第8次)に係るかほく市飲食店まん延防止支援金交付要綱」及び「石川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第9次)に係るかほく市飲食店まん延防止支援金交付要綱」を作成し、それぞれ令和4年3月14日及び令和4年3月28日に施行。

### B 交付の状況

飲食店まん延防止支援金は、7件の交付決定が行われ、歳出予算現額15,000千円に対し支出済額は665千円(執行率4.43%)であった。執行率が低調であった理由は、「石川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の対象期間が年度末まで延長されたことで、実績確認するための期間が少なく、歳出予算現額の残額を翌年度へ繰越して支給したためであった。



### 飲食店まん延防止支援金の交付状況

歳出予算現額（円）	支出済額（円）	執行率（％）	交付件数（件）	備考
15,000,000	665,000	4.43	7	法人3件、276千円 個人4件、389千円

※翌年度に繰越した飲食店まん延防止支援金は、令和4年度に12,227千円（法人：42件・5,680千円、個人：81件、6,547千円）が支出されていた。

#### C 交付事務等について

##### (ア) 申請受付について

市ホームページ及び市商工会窓口での周知及び受付。

事業者は、「交付申請書兼請求書」に県協力金の受給状況が確認できる書類等を添付し申請する方法としていた。

##### (イ) 交付事務について

県協力金の受給状況を申請書の添付書類で確認した後、請求金額を支払う形をとっていた。緊急を要する事業であることから書面での交付決定は行わず、口座への振込みをもって申請者への通知とした。（交付要綱にその旨の記載あり。）

##### (ウ) 実績の確認について

事業者から提出された証拠書類により県協力金の受給を確認することで、時短営業の実績を確認していた。

## (6) 保育環境改善等事業補助金（令和2年度）

#### A 制度の概要

##### (ア) 制度について

市内の認定こども園や小規模こども園における新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る費用の一部を補助したものである。補助額は10分の10とし、1施設当たり50万円を上限。

##### (イ) 要綱の整備状況について

既存の「かほく市特定教育・保育施設等補助金交付要綱」を一部改正し、令和2年7月1日に施行。

#### B 交付の状況

保育環境改善等事業補助金は、市内の5施設を対象として2回実施。歳出予算現額4,420千円に対し支出済額は4,332,087円（執行率98.0％）となっていた。

#### 保育環境改善等事業補助金の交付状況

歳出予算現額（円）	支出済額（円）	執行率（％）	交付件数（件）
4,420,000	4,332,087	98.01	10

## C 交付事務等について

### (ア) 申請受付について

関係各施設へ国の通知等を添えて個別連絡し、後日各施設の申請をこども家庭課にて対応し受付。

### (イ) 交付事務について

市補助金交付規則に則り交付申請から額の確定までの流れで手続きを行っていた。

### (ウ) 実績の確認について

物品購入が主な補助事業であったため、購入したものの写真や領収書等で実績確認を行っていた。

## **(7) 子育て世帯臨時特別給付金（令和2年度・令和3年度）**

### A 制度の概要

#### (ア) 制度について

##### <令和2年度>

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける子育て世帯の経済支援のため、市内に住所を有する15歳以下の児童（R2.4.1基準日）を対象に1児童当たり1万円を交付したものである。

##### <令和3年度>

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける子育て世帯の経済支援のため、市内に住所を有する18歳以下の児童（R3.9.30基準日）を対象に1児童当たり10万円を交付したものである。

#### (イ) 要綱の整備状況について

##### <令和2年度>

「かほく市子育て世帯への臨時特別給付金支援事業実施要綱」を作成し、令和2年4月30日に施行。

##### <令和3年度>

「令和3年度かほく市子育て世帯への臨時特別給付支援事業実施要綱」を作成し、令和3年11月19日に施行。

### B 交付の状況

子育て世帯臨時特別給付金（令和2年度）は4,913人に交付し、歳出予算現額49,130千円に対し支出済額は49,130千円（執行率100%）、また、子育て世帯臨時特別給付金（令和3年度）も6,135人に交付し、歳出予算現額613,500千円に対し支出済額は613,500千円（執行率100%）であった。

子育て世帯臨時特別給付金（令和2年度・令和3年度）の交付状況

年度	歳出予算現額（円）	支出済額（円）	執行率（％）	交付件数（人）
令和2年度	49,130,000	49,130,000	100.00	4,913
令和3年度	613,500,000	613,500,000	100.00	6,135

C 交付事務等について

(ア) 申請受付について

市ホームページ、広報、いいメールかほく等で周知を図っていた。

令和2年度は児童手当受給者を対象としたため、原則申請不要で給付を実施。しかし、令和3年度は対象者を拡大したため、児童手当受給者は同様に申請不要であったが、それ以外の高校生や口座情報のない方には申請書を送付し、返送または窓口へ直接提出してもらっていた。

(イ) 交付事務について

金融機関の口座振込みをもって交付手続き完了としていた。

(ウ) 実績の確認について

申請者については、対象者の台帳を作成し、消込みを行い確認していた。

**(8) 18歳以下生活支援商品券給付費（令和2年度）**

A 制度の概要

(ア) 制度について

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける子育て世帯の経済支援のため、市内に住所を有する18歳以下の子ども（R2.4.27基準日）を対象に1人当たり1万円の市商工会共通商品券を交付。

(イ) 要綱の整備状況について

「かほく市18歳以下生活支援商品券支給事業実施要綱」を作成し、令和2年4月30日に施行。

B 交付の状況

18歳以下生活支援商品券給付費は、18歳以下の児童5,875人を対象として、予算現額58,750千円に対し支出済額は58,750千円（執行率100%）となっていた。

18歳以下生活支援商品券給付費の交付状況

歳出予算現額（円）	支出済額（円）	執行率（％）	交付件数（人）
58,750,000	58,750,000	100.00	5,875

## C 交付事務等について

### (ア) 申請受付について

住民基本台帳に基づき対象者を選定したため、原則申請不要で給付を実施。

### (イ) 交付事務について

住民基本台帳に基づき選定し、対象者の世帯単位で商品券を簡易書留で送付。

### (ウ) 実績の確認について

郵便局から未受取分を受け取って発送完了状況の確認し、届かなかった分については直接支給していた。また商品券の利用状況を商工会より報告書をもって確認していた。

## (9) 子育て世帯生活支援特別給付金（令和3年度）

### A 制度の概要

#### (ア) 制度について

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける子育て世帯の経済支援のため、市内に住所する住民税（均等割）非課税者または非課税相当の所得者の18歳以下の子ども（R3.3.31基準日）を対象に現金5万円を交付したものである。

#### (イ) 要綱の整備状況について

「かほく市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱」を作成し、令和3年6月24日に施行。

### B 交付の状況

子育て世帯生活支援特別給付金は、186人を対象として、予算現額30,600千円に対し支出済額は9,300千円（執行率30.4%）となっていた。執行率が低調であった理由は、国がそれぞれの自治体の低所得者人数を概算で割り出して予算配分したが、実際、かほく市では国が想定したほど対象者がいなかったことによるものであった。

#### 子育て世帯生活支援特別給付金の交付状況

歳出予算現額（円）	支出済額（円）	執行率（%）	交付件数（人）	備考
30,600,000	9,300,000	30.40	186	過誤受給100千円 2人分（2世帯）

※上記の過誤受給は、国の給付金制度が2種類ありどちらか一方しか受給できないものを両方とも給付してしまったことで、支給後に100千円（2人分）を返還してもらっていた。

## C 交付事務等について

### (ア) 申請受付について

市ホームページ、広報、いいメールかほく等により周知。

住民基本台帳等で対象世帯を選定し、該当世帯は申請不要で給付を実施。

(イ) 交付事務について

住民基本台帳等による選定で対象世帯に該当しなかった世帯については、こども家庭課の窓口にて申請書を受付し審査後給付。

(ウ) 実績の確認について

申請者については支払い一覧表に記載し、重複申請の有無を確認。

## **(10) 介護保険事業者向け感染症対策助成金（令和2年度）**

### A 制度の概要

#### (ア) 制度について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の介護事業所等が新たに購入する衛生用品等の購入費を助成することにより、事業所の利用者及び事業者の感染リスクを軽減し、事業の継続を支援したものである。助成額は10分の10とし、上限は10万円。

#### (イ) 要綱の整備状況について

「かほく市新型コロナウイルス感染症対策助成事業実施要綱」を作成し、令和2年10月30日に施行。

### B 交付の状況

介護保険事業者向け感染症対策助成金は、市内の介護事業所（53事業所）を対象とし、歳出予算現額5,300千円に対し支出済額は3,588千円（執行率67.7%）となっていた。

介護保険事業者向け感染症対策助成金の交付状況

歳出予算現額（円）	支出済額（円）	執行率（%）	交付件数（件）
5,300,000	3,588,000	67.70	36

### C 交付事務等について

#### (ア) 申請受付について

市内の対象となる事業所へ事業概要周知のための文書で照会し、申請を受付。

#### (イ) 交付事務について

事業実施後に申請内容を精査したうえで交付決定を行い、請求金額を支払っていた。

#### (ウ) 実績の確認について

事業所から提出された領収書の写しや写真等により実績の確認。

## (11) 高齢者タクシー感染予防対策助成金（令和2年度）

### A 制度の概要

#### (ア) 制度について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の高齢者福祉タクシーの事業所が新たに購入する衛生用品等の購入費を助成することにより、利用者及び事業者の感染リスクを軽減し、事業の継続を支援したものである。助成額は10分の10とし、上限は高齢者タクシー1台当たり1万5千円。

#### (イ) 要綱の整備状況について

「かほく市高齢者福祉タクシー事業における新型コロナウイルス感染症対策助成事業実施要綱」を作成し、令和2年10月30日に施行。

### B 交付の状況

高齢者タクシー感染予防対策助成金は、市内の高齢者福祉タクシー事業者（5事業者）を対象として1事業所へ助成し、歳出予算現額300千円に対し支出済額は46千円（執行率15.3%）となっていた。執行率が低調で合った理由は、他に有利な補助等事業があったためとのことであった。

#### 高齢者タクシー感染予防対策助成金の交付状況

歳出予算現額（円）	支出済額（円）	執行率（%）	交付件数（件）
300,000	46,000	15.33	1

### C 交付事務等について

#### (ア) 申請受付について

市内の対象となる事業所へ事業概要周知のための文書で照会し、申請を受付。

#### (イ) 交付事務について

事業実施後に申請内容を精査したうえで交付決定を行い、請求金額を支払っていた。

#### (ウ) 実績の確認について

事業所から提出された領収書の写しや写真等により実績の確認。

## (12) 訪問理美容サービス感染予防対策助成金（令和2年度）

### A 制度の概要

#### (ア) 制度について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の訪問理美容事業者が新たに購入する衛生用品等の購入費を助成することにより、利用者及び事業者の感染リスクを軽減し、事業の継続を支援したものであった。助成額は10分の10とし、上限は1事業者当たり5万円。

(イ) 要綱の整備状況について

「かほく市訪問理美容事業における新型コロナウイルス感染症対策助成事業実施要綱」を作成し、令和2年10月30日に施行。

B 交付の状況

訪問理美容サービス感染予防対策助成金は、市内の理美容事業者（32事業者）を対象として14事業者へ助成し、歳出予算現額1,600千円に対し支出済額は608千円（執行率38.0%）となっていた。執行率が低調で合った理由は、他に有利な補助事業等があったためとのことであった。

訪問理美容サービス感染予防対策助成金の交付状況

歳出予算現額（円）	支出済額（円）	執行率（%）	交付件数（件）
1,600,000	608,000	38.00	14

C 交付事務等について

(ア) 申請受付について

市内の対象となる事業所へ事業概要周知のための文書で照会し、申請を受付。

(イ) 交付事務について

事業実施後に申請内容を精査したうえで交付決定を行い、請求金額を支払っていた。

(ウ) 実績の確認について

事業所から提出された領収書の写しや写真等により実績の確認。

**(13) 高齢者施設等感染対策助成金（令和3年度）**

A 制度の概要

(ア) 制度について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の介護事業所等が感染症対策のために整備するICT機器等必要な備品又は消耗品の購入に要する経費を助成することにより、事業所の利用者及び事業者の感染リスクを軽減し、事業の継続を支援したものであった。助成額は10分の10とし、上限10万円を上限とした。

(イ) 要綱の整備状況について

「かほく市高齢者施設等新型コロナウイルス感染症対策助成事業実施要綱」を作成し、令和3年9月29日に施行。

B 交付の状況

高齢者施設等感染対策助成金は、市内の介護事業所等（71事業者）を対象として47事業者へ助成し、歳出予算現額7,100千円に対し支出済額は4,670千円（執行率65.8%）となっていた。

#### 高齢者施設等感染対策助成金の交付状況

歳出予算現額（円）	支出済額（円）	執行率（％）	交付件数（件）
7,100,000	4,670,000	65.77	47

#### C 交付事務等について

##### (ア) 申請受付について

市内の対象となる事業所へ事業概要周知のための文書で照会し、申請を受付。

##### (イ) 交付事務について

事業実施後に申請内容を精査したうえで交付決定を行い、請求金額を支払っていた。

##### (ウ) 実績の確認について

事業所から提出された領収書の写しや写真等により実績の確認。

### (14) 医療福祉事業所向け感染対策補助金（令和2年度）

#### A 制度の概要

##### (ア) 制度について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の医療福祉事業所等が新たに購入する衛生用品等の購入費を助成することにより、事業所の利用者及び事業者の感染リスクを軽減し、事業の継続を支援したものであった。助成額は10分の10とし、上限は10万円。

##### (イ) 要綱の整備状況について

「かほく市新型コロナウイルス感染症対策助成事業実施要綱」を作成し、令和2年10月30日に施行。

#### B 交付の状況

医療福祉事業所向け感染対策助成金は、市内の医療福祉事業所（36事業者）を対象として31事業者（医療24件・障害7件）へ助成し、歳出予算現額5,300千円に対し支出済額は4,345千円（執行率82.0%）となっていた。

#### 医療福祉事業所向け感染対策助成金の交付状況

歳出予算現額（円）	支出済額（円）	執行率（％）	交付件数（件）
5,300,000	4,345,000	81.98	31



C 交付事務等について

(ア) 申請受付について

市内の対象となる事業所へ事業概要周知のための文書で照会し、申請を受付。

(イ) 交付事務について

事業実施後に申請内容を精査したうえで交付決定を行い、請求金額を支払っていた。

(ウ) 実績の確認について

事業所から提出された領収書の写しや写真等により実績の確認。

**(15) 医療福祉施設等感染対策助成金（令和3年度）**

A 制度の概要

(ア) 制度について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の医療福祉施設等が新たに購入する衛生用品等の購入費を助成することにより、事業所の利用者及び事業者の感染リスクを軽減し、事業の継続を支援したものであった。助成額は10分の10とし、上限は10万円。

(イ) 要綱の整備状況について

「かほく市高齢者施設等新型コロナウイルス感染症対策助成事業実施要綱」を作成し、令和3年9月29日に施行。

B 交付の状況

医療福祉施設等感染対策助成金は、市内の医療福祉施設等（36事業者）を対象として31事業者（医療24件・障害7件）へ助成し、歳出予算現額6,200千円に対し支出済額は3,979千円（執行率64.2%）となっていた。

医療福祉施設等感染対策助成金の交付状況

歳出予算現額（円）	支出済額（円）	執行率（%）	交付件数（件）
6,200,000	3,979,000	64.18	31

C 交付事務等について

(ア) 申請受付について

市内の対象となる事業所へ事業概要周知のための文書で照会し、申請を受付。

(イ) 交付事務について

事業実施後に申請内容を精査したうえで交付決定を行い、請求金額を支払っていた。

(ウ) 実績の確認について

事業所から提出された領収書の写しや写真等により実績の確認。

### 3. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた補助金等

#### (1) 歳出予算の執行状況

令和2年度及び令和3年度における新型コロナウイルス感染症の影響を受けた補助金等の執行状況は次のとおりである。

(単位：円)

公共施設管理公社補助金（令和2年度）				
当初予算額 ①	予算現額 ②	差 額 ① - ②	決算額 ③	不用額 ② - ③
24,035,000	24,035,000	0	20,636,126	3,398,874
【不用額等の理由】 自主事業である「テレビ金沢杯ペアグラウンド・ゴルフ大会」や「星輝旗争奪選抜学童野球大会」の中止による不用となった補助金の戻入。				
まつり事業補助金（令和2年度）				
当初予算額 ①	予算現額 ②	差 額 ① - ②	決算額 ③	不用額 ② - ③
20,000,000	4,500,000	15,500,000	3,300,000	1,200,000
【不用額等の理由】 「桜まつり」、「サマーフェスタ」、「かにカニ合戦」の中止による補助金の減額変更及び不用となった補助金の戻入。				
まつり事業補助金（令和3年度）				
当初予算額 ①	予算現額 ②	差 額 ① - ②	決算額 ③	不用額 ② - ③
20,000,000	4,000,000	16,000,000	3,600,000	400,000
【不用額等の理由】 「桜まつり」、「サマーフェスタ」、「かにカニ合戦」の中止による補助金の減額変更及び不用となった補助金の戻入。				
観光物産協会補助金（令和2年度）				
当初予算額 ①	予算現額 ②	差 額 ① - ②	決算額 ③	不用額 ② - ③
2,530,000	2,530,000	0	580,000	1,950,000
【不用額等の理由】 「かほく里山里海フェア」や「東京銀座アンテナショップイベント」、「観光ボランティアガイドツアー」などの事業中止による不用となった補助金の戻入。				

(単位：円)

観光物産協会補助金（令和３年度）				
当初予算額 ①	予算現額 ②	差 額 ① - ②	決算額 ③	不用額 ② - ③
2,440,000	2,440,000	0	976,000	1,464,000
【不用額等の理由】 「かほく里山里海フェア」や「観光ボランティアガイドツアー」などの事業中止による不用となった補助金の戻入。				
清掃事業補助金（令和２年度）				
当初予算額 ①	予算現額 ②	差 額 ① - ②	決算額 ③	不用額 ② - ③
1,930,000	1,930,000	0	906,000	1,024,000
【不用額等の理由】 通常春と秋に一斉清掃を実施しているが、「春季一斉清掃」が中止となり、町会区の清掃実施回数が減少したことによる不用となった補助金の戻入。				
清掃事業補助金（令和３年度）				
当初予算額 ①	予算現額 ②	差 額 ① - ②	決算額 ③	不用額 ② - ③
1,930,000	1,930,000	0	716,000	1,214,000
【不用額等の理由】 通常春と秋に一斉清掃を実施しているが、「春季一斉清掃」が中止となり、町会区の清掃実施回数が減少したことによる不用となった補助金の戻入。				
学校教育研究事業補助金（令和２年度）				
当初予算額 ①	予算現額 ②	差 額 ① - ②	決算額 ③	不用額 ② - ③
1,630,000	755,000	875,000	735,798	19,202
【不用額等の理由】 校長会及び教頭会研修会のほか、教員による県外研修が中止となったことによる補助金の減額変更及び不要となった補助金の戻入。				
学校教育研究事業補助金（令和３年度）				
当初予算額 ①	予算現額 ②	差 額 ① - ②	決算額 ③	不用額 ② - ③
1,630,000	930,000	700,000	786,090	143,910
【不用額等の理由】 校長会及び教頭会研修会のほか、教員による県外研修が中止となったことによる補助金の減額変更及び不要となった補助金の戻入。				

(単位：円)

P T A連合会補助金（令和 2 年度）				
当初予算額 ①	予算現額 ②	差 額 ① - ②	決算額 ③	不用額 ② - ③
436,000	232,000	204,000	232,000	0
【不用額等の理由】 各小中学校 P T A 総会や P T A 大会、役員会などの各種委員会が書面決議になったことによる補助金の減額変更。				
P T A連合会補助金（令和 3 年度）				
当初予算額 ①	予算現額 ②	差 額 ① - ②	決算額 ③	不用額 ② - ③
436,000	436,000	0	292,000	144,000
【不用額等の理由】 各小中学校 P T A 総会や P T A 大会、役員会などの各種委員会が書面決議になったことによる不用となった補助金の戻入。				
学校・地域活動戦略プラン補助金（令和 2 年度）				
当初予算額 ①	予算現額 ②	差 額 ① - ②	決算額 ③	不用額 ② - ③
4,500,000	3,992,000	508,000	3,985,620	6,380
【不用額等の理由】 市内小中学校の一部のコミュニティ・スクール（3校）のプランが中止になったことによる補助金の減額変更及び不用となった補助金の戻入。				
学校・地域活動戦略プラン補助金（令和 3 年度）				
当初予算額 ①	予算現額 ②	差 額 ① - ②	決算額 ③	不用額 ② - ③
4,500,000	4,500,000	0	3,825,231	674,769
【不用額等の理由】 市内小中学校の一部のコミュニティ・スクール（4校）のプランが中止または変更になったことによる不用となった補助金の戻入。				
各種女性団体連絡協議会補助金（令和 3 年度）				
当初予算額 ①	予算現額 ②	差 額 ① - ②	決算額 ③	不用額 ② - ③
850,000	850,000	0	730,000	120,000
【不用額等の理由】 総会の中止及び視察研修の参加者の減少による不用となった補助金の戻入。				

(単位：円)

文化活動支援事業補助金（令和 3 年度）				
当初予算額 ①	予算現額 ②	差 額 ① - ②	決算額 ③	不用額 ② - ③
250,000	250,000	0	0	250,000
【不用額等の理由】 「民謡の祭典」を中止したことによる補助金の交付はなかった。				
文化協会活動事業補助金（令和 2 年度）				
当初予算額 ①	予算現額 ②	差 額 ① - ②	決算額 ③	不用額 ② - ③
1,620,000	1,215,000	405,000	1,215,000	0
【不用額等の理由】 「視察研修」や「新春の集い」などの事業が中止になったことによる補助金の減額変更。				
文化協会活動事業補助金（令和 3 年度）				
当初予算額 ①	予算現額 ②	差 額 ① - ②	決算額 ③	不用額 ② - ③
1,620,000	1,345,000	270,000	1,345,000	0
【不用額等の理由】 視察研修が中止になったことによる補助金の減額変更。				
体育協会育成補助金（令和 2 年度）				
当初予算額 ①	予算現額 ②	差 額 ① - ②	決算額 ③	不用額 ② - ③
11,700,000	4,300,000	7,400,000	4,300,000	0
【不用額等の理由】 県民体育大会（夏季大会）及び市総合体育大会等が中止になったことによる補助金の減額変更。				
体育協会育成補助金（令和 3 年度）				
当初予算額 ①	予算現額 ②	差 額 ① - ②	決算額 ③	不用額 ② - ③
11,700,000	4,030,000	7,670,000	4,030,000	0
【不用額等の理由】 県民体育大会（夏季大会）及び市総合体育大会等が中止になったことによる補助金の減額変更。				

### 3. 公用車の使用・管理・安全対策について

#### 1. 公用車の保有状況

(1) 部局別の保有状況 (令和5年4月1日現在)

(単位：台)

部局	所管課・使用課	台数 (課計)	保有形態台数	台数 (部局計)	構成比率
総務部				19	17.9%
	総務課	16	供用車	14	
			自課保有	2	
	情報推進課	1	自課保有	1	
	高松SC	1	自課保有	1	
	七塚SC	1	自課保有	1	
地域政策部				6	5.7%
	企画振興課	3	自課保有	3	
	市民生活課	1	自課保有	1	
	防災環境対策課	2	自課保有	2	
健康福祉部				17	16.0%
	長寿介護課	9	自課保有	9	
	健康福祉課	5	自課保有	5	
	こども家庭課	3	自課保有	3	
産業建設部				26	24.5%
	都市建設課	17	自課保有	17	
	農林水産課	4	自課保有	4	
	上下水道課	5	自課保有	5	
議会事務局				1	0.9%
	議会事務局	1	自課保有	1	
教育部				15	14.2%
	学校教育課	11	自課保有	11	
	生涯学習課	3	自課保有	3	
	スポーツ文化課	1	自課保有	1	
消防本部				22	20.8%
	消防課	22	自課保有	22	
合計	106		全体	100.0%	
			供用車	13.2%	
			自課保有	86.8%	

※【供用車】総務課管財室で管理し、グループウェアで共同的に使用できる車

※【自課保有車】各課で管理し使用している車

本市が、令和5年4月1日現在で保有している公用車は106台である。そのうち総務課管財室で管理する供用車は14台(13.2%)である。また各部局で管理している自課保有車の車両は92台(86.8%)である。

今回の監査では、特殊自動車、乗り合いバスなど特定の目的のために使用する専用車(63台)を除き、職員が通常使用する43台(40.6%)を対象とした。

## (2) 部課別及び車種別の保有状況

(単位：台)

部課	車種						計	構成比率
	軽貨物	軽乗用	小型貨物	小型乗用	普通貨物	普通乗用		
総務部	1	5	1	2	2	4	15	34.9%
総務課	1	3	1	2	1	4	12	
情報推進課					1		1	
高松SC		1					1	
七塚SC		1					1	
地域政策部		3					3	7.0%
市民生活課		1					1	
防災環境対策課		2					2	
健康福祉部	1	7		3			11	25.6%
長寿介護課		5		1			6	
健康福祉課		1		1			2	
こども家庭課	1	1		1			3	
産業建設部	4			1		2	7	16.3%
都市建設課	1					1	2	
農林水産課	1			1			2	
上下水道課	2					1	2	
教育部	1	3	1	1			6	13.9%
学校教育課			1	1			2	
生涯学習課	1	2					3	
スポーツ文化課		1					1	
消防本部						1	1	2.3%
消防課						1	1	
合計	7	18	2	7	2	7	43	
構成比率	16.3%	41.9%	4.6%	16.3%	4.6%	16.3%	100.0%	100.0%

※総務課の車両（12台）はすべて供用車

※車両区分の定義（道路運送車両法に基づく）

【軽自動車】排気量 660 cc 以下、全長 3,400 mm 以下、全幅 1,480 mm 以下、全高 2,000 mm 以下

【小型自動車】排気量 2,000 cc 以下、全長 4,700 mm 以下、全幅 1,700 mm 以下、全高 2,000 mm 以下

【普通自動車】排気量 2,001 cc 以上、全長 4,701 mm 以上、全幅 1,701 mm 以下、全高 2,001 mm 以上

車種別保有状況は、軽乗用が 18 台（41.9%）で最も多く、続いて軽貨物と小型乗用普通乗用がそれぞれ 7 台（16.3%）、そして小型貨物と普通貨物が 2 台（4.6%）となっている。

また、部別の所有台数では総務課が供用車を所管していることから、総務部が 15 台（34.9%）と多くなっている。それ以外ではすべて自課保有となっているが、そうした中健康福祉部が 11 台（25.6%）と多くなっている。

## (3) 部課別及び経過年数別の保有状況

(単位：台)

部課	経過年数								
	2年未満	2年以上 4年未満	4年以上 6年未満	6年以上 8年未満	8年以上 10年未満	10年以上 12年未満	12年以上 14年未満	14年以上	合計
総務部	1	1	3	4	3			3	15
総務課	1	1	2	3	2			3	12
情報推進課				1					1
高松SC			1						1
七塚SC					1				1
地域政策部	1	1					1		3
市民生活課							1		1
防災環境対策課	1	1							2
健康福祉部	1	3	2			2	1	2	11
長寿介護課		1	2			2		1	6
健康福祉課	1	1							2
こども家庭課		1					1	1	3
産業建設部	1	4			1		1		7
都市建設課		2							2
農林水産課		1			1				2
上下水道課	1	1					1		3
教育部	2		1				1	2	6
学校教育課			1				1		2
生涯学習課	1							2	3
スポーツ文化課	1								1
消防本部					1				1
消防課					1				1
合計	6	9	6	4	5	2	4	7	43
構成比率	14.0%	20.9%	14.0%	9.3%	11.6%	4.6%	9.3%	16.3%	100.0%

経年別保有状況は、2年以上4年未満が9台（20.9%）で最も多く、続いて14年以上が7台（16.3%）、2年未満と4年以上6年未満がそれぞれ6台（14.0%）となっている。

自動車税は13年目以降、重量税は13年目と18年目から引上げされることになる。3ナンバー、5ナンバー、1ナンバー等によっても重課税に違いがあるが、かほく市におけるその対象となる車両は現状で、13年以上が9台、そのうち18年以上が3台となっている。



## 2. 公用車の使用及び管理状況

### (1) 部課別の公用車稼働状況

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）における部課別の稼働状況は次のとおりである。

部課	区分	台数 (台)	平均稼働日数	平均開庁日数	平均稼働回数 C (回)	平均稼働率	1日当たりの稼働回数 C/A (回)
			A (日)	B (日)		A / B	
総務部		15	134	243	179	54.9%	1.3
総務課		12	208	243	336	85.6%	1.6
情報推進課		1	149	243	194	61.3%	1.3
高松S C		1	89	243	98	36.6%	1.1
七塚S C		1	88	243	88	36.2%	1.0
地域政策部		3				74.9%	1.4
市民生活課		1	136	243	177	56.0%	1.3
防災環境対策課		2				93.8%	1.5
健康福祉部		11				90.0%	1.6
長寿介護課		6	229	243	429	94.2%	1.9
健康福祉課		2				91.7%	1.5
こども家庭課		3	204	243	335	84.0%	1.6
産業建設部		7				90.2%	2.1
都市建設課		2	231	243	567	95.1%	2.4
農林水産課		2	229	243	410	94.2%	1.8
上下水道課		3				81.4%	2.2
教育部		6				60.3%	1.2
学校教育課		2	231	243	281	95.1%	1.2
生涯学習課		3	132	303	166	43.6%	1.3
スポーツ文化課		1				42.2%	1.1
消防本部		1	135	365	149	37.0%	1.1
消防課		1	135	365	149	37.0%	1.1
全体		43				70.5%	1.5

※防災環境対策課、健康福祉課、上下水道課及びスポーツ文化課については、所管する車両が令和4年度に更新した車両を含むことから、平均稼働日数及び平均開庁日の欄を未記載とし、またその課を含む部についても同様に未記載にしている。しかし、それらの平均稼働率については、更新した車両を除いて記載している。

産業建設部（90.2%）、健康福祉部（90.0%）の順に稼働率が高い状況となっているほか、単独の課としては学校教育課と防災環境課の稼働率が高い状況となっている。これらの理由として、現場を持っている、または訪問をする業務が多いことが考えられる。

しかし、総務課が所管する車両は供用車で、その中にはトラックやワゴンタイプの車も含まれていることから稼働率が 85.6%と低くなっているが、それらの 4 台を除くと稼働率は 97.8%になる。

(2) 車種別経過年数の状況

(単位：台)

経過年数 車種	2年未満	2年以上 4年未満	4年以上 6年未満	6年以上 8年未満	8年以上 10年未満	10年以上 12年未満	12年以上 14年未満	14年以上	合計	構成比
	軽貨物	3	3	1		1		1		
軽乗用	2	2	3	3	1	2	1	2	16	37.3%
小型貨物			1					1	2	4.6%
小型乗用	1	2			1		1	1	6	14.0%
普通貨物			1	1					2	4.6%
普通乗用		2			2		1	3	8	18.6%
合計	6	9	6	4	5	2	4	7	43	100%
構成比	14.0%	20.9%	14.0%	9.3%	11.6%	4.6%	9.3%	16.3%	100%	

車種別における経過年数の状況は、2年以上4年未満の車両が最も多く9台(20.9%)、次に14年以上の車両が7台(16.3%)となっているものの、全体的に経過年数的にバランスが取れた構成になっている。

また、車種別では軽乗用が16台(37.3%)、軽貨物が9台(20.9%)となっており2車種については比較的新しい車両が多い。

【軽乗用車】



【軽貨物車】



(3) 経過年数別総走行距離の状況

(単位：台)

経過年数 \ 総走行距離	2万km未満	2万km以上 4万km未満	4万km以上 6万km未満	6万km以上 8万km未満	8万km以上 10万km未満	10万km以上 12万km未満	12万km以上 14万km未満	14万km以上	合計
2年未満	5	1							6
2年以上 4年未満	1	7	1						9
4年以上 6年未満	1	3	1	1					6
6年以上 8年未満		1			3				4
8年以上 10年未満			1	1	3				5
10年以上 12年未満					2				2
12年以上 14年未満			1		2		1		4
14年以上 16年未満				1		1		1	3
16年以上				2	1			1	4
合計	7	12	4	5	11	1	1	2	43

走行距離が10万km未満かつ経過年数10年未満の車両は30台(69.8%)である。一方走行距離が10万kmかつ経過年数が10年以上の車両は4台(9.3%)となっている。

10万km以上の車両4台の車種はすべて普通乗用であり、その中でも一番走行距離の多い車両は、163,221km走行の長寿介護課が所管するトヨタヴィッツである。また、経過年数の一番長い車両は、総務課が所管するデリカで23年1ヶ月(総走行距離97,470km)である。

【デリカ】



【トヨタヴィッツ】



(4) 車種別総走行距離の状況

(単位：台)

車種	総走行距離								合計
	2万km未満	2万km以上 4万km未満	4万km以上 6万km未満	6万km以上 8万km未満	8万km以上 10万km未満	10万km以上 12万km未満	12万km以上 14万km未満	14万km以上	
軽貨物	2	3		2	2				9
軽乗用	3	3	2	2	6				16
小型貨物		1			1				2
小型乗用		3		2	1			1	7
普通貨物	1	1							2
普通乗用		1	2		1	1	1	1	7
合計	6	12	4	6	11	1	1	2	43

調査対象車のうち軽乗用が16台で最も多く、続いて軽貨物が9台、普通乗用と小型乗用がそれぞれ7台となっている。また、最も少ない車種は小型貨物と普通貨物で2台となっている。

(5) 車種別1台当たりの走行距離の状況

車種	区分	台数(台)	年度内走行距離(km)	1台当たりの走行距離(km)
軽貨物		9	57,794	6,422
軽乗用		16	77,668	4,854
小型貨物		2	12,349	6,175
小型乗用		7	51,584	7,369
普通貨物		2	6,193	3,097
普通乗用		7	51,819	7,403

令和4年度における1台当たりの走行距離については普通乗用が最も多く7,403kmで、次いで小型乗用の7,369kmとなっている。

## (6) 課別の維持管理費の状況

自課保有車については、原則として当該部署で必要な経費を支出している。そのほか供用車については、総務課（管財室）が車両の貸出及び経費の支出をしている。

維持管理費の主なものは、車検費・定期点検費、保険料、修繕費（消耗品費）及び燃料費等である。

令和4年度に公用車の維持管理のために支出した経費の内容及び金額は次のとおりである。

(単位：円、台)

区分 部局	車検費 ・定期 点検費	保険料	修繕費等	燃料費	経費合計 A	台数 B	平均経費 A/B	備考
総務課	284,434	225,819	1,171,305	1,134,619	2,816,177	12	234,681	EV(1) HV(1) リース(1)
情報推進課	28,920	16,900	67,980	0	113,800	1	113,800	EV(1)
高松SC	13,200	13,496	0	12,170	38,866	1	38,866	
七塚SC	26,230	12,128	33,935	8,520	80,813	1	80,813	
市民生活課	27,930	12,432	80,432	24,965	145,759	1	145,759	
防災環境対策課	58,930	15,397	0	95,954	170,281	2	85,141	EV(1)
長寿介護課	77,540	66,113	193,336	405,542	742,531	6	123,755	リース(5)
健康福祉課	44,610	36,012	60,445	107,874	248,941	2	124,471	
こども家庭課	19,723	46,707	131,175	180,791	378,396	3	126,132	リース(1)
都市建設課	28,130	41,215	43,065	312,103	424,513	2	212,257	リース(1)
農林水産課	0	37,495	0	242,278	279,773	2	139,887	リース(2)
上下水道課	37,950	40,603	0	268,529	347,082	3	115,694	
学校教育課	54,410	38,846	145,434	250,088	488,778	2	244,389	リース(1)
生涯学習課	85,490	40,059	183,439	107,138	416,126	3	138,709	
スポーツ文化課	0	12,532	0	22,021	34,553	1	34,553	リース(1)
消防課	62,810	19,670	69,300	103,924	255,704	1	255,704	
全体	850,307	675,424	2,179,846	2,964,413	6,669,990	43	155,116	

※上記は令和4年度に支出した維持管理費です。車両によっては車検の有無があります。

※車検及び定期点検時の修繕費は、消耗品費と合算し修繕費としてまとめてある。

※上記の表には、車両の購入費、リース料金及びEV車の電力料金は含まれていない。

公用車の1台当たりの平均経費は155,116円である。公用車の走行に応じた燃料費以外で公用車1台当たりの経費の差異がある要因として、タイヤの更新が挙げられる。

### 3. 安全対策

#### (1) 安全運転管理者等の選任状況

安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任は、道路交通法及び同法施行規則（以下「施行規則」という。）により定められている。安全運転管理者は施行規則第9条の10各号に掲げる事項を処理し、副安全運転管理者は安全運転管理者の指示に従い、安全運転管理者の業務を補助するものである。

現在、市役所では総務課長が、消防本部では消防課長が安全運転管理者に選任されている。また、総務課職員2名が副安全運転管理者に選任されている。

※ 安全運転管理者の選任要件（道路交通法第74条の3に基づく）

自動車5台以上（乗車定員11人以上のものは1台以上）を使用している施設に1人

※ 副安全運転管理者の選任要件（道路交通法施行規則第9条の8に基づく）

自動車20台以上を使用している施設で、20台ごとに1人

#### (2) 車両の点検及び整備状況

##### ① 日常点検

公用車を使用する際、目視等ではあるがタイヤのパンク、エンジン音等に気を付けている。また使用後、公用車に異常等があった時は公用車の維持管理者等へ口頭で報告しているとのことであった。

##### ② 法定点検

車検及び定期点検は、公用車ごとに業者を決めて自動車整備を依頼し必要な整備を行っているとのことであった。

#### (3) 事故の発生状況

令和4年度1年間で物損事故が3件であった。そのうち2件は構造物との接触事故、残り1件は自動車との物損事故で、この自動車との事故は停止している公用車に相手方の自動車が衝突したものであった。

#### (4) 低公害車の導入状況

監査対象の公用車の中で、43台のうち4台（9.3%）が低公害車である。そのほかに監査対象とはなっていないが、市長専用車、副市長専用車及び議長専用車の3台が低公害車である。

〔7台の内訳：EV車(3台)、PHV車(1台)、ハイブリット車(3台)〕

【EV車】



【ハイブリット車】





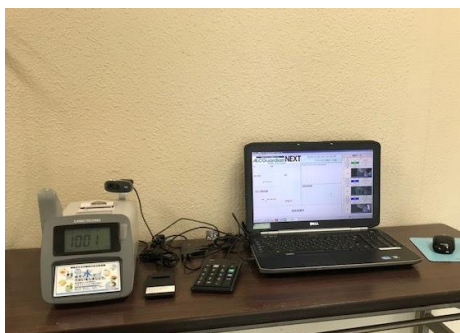
## (5) ドライブレコーダーの装着及びアルコール検知器等の配備状況

ドライブレコーダーは公用車 43 台のうち 24 台に装着され、装着率は 55.8%であった。なお、ドライブレコーダーは事故発生時等において有効な証拠となりうることから、前後が写せるドライブレコーダーの方がより有効な証拠が残せるとの意見があった。

アルコール検知器を使用した酒気帯び確認については、道路交通法施行規則で令和 4 年 10 月から義務化される予定であったが、半導体不足やコロナ禍の物流停滞等を理由として開始が延期され、本年 12 月 1 日から正式に義務化されている。

しかし、かほく市では令和 4 年 7 月からアルコール検知器を市役所や消防本部ほか出先機関にも配置し、酒気帯び確認を既に実施している。なお、市役所と消防本部には設置型のアルコール検知器、そして出先機関には携帯型のアルコールチェッカーを配置している。

【アルコール検知器】



【携帯型アルコールチェッカー】



## 第 9 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

### 1 財務監査

- (1) 予算執行状況及び事務事業について  
概ね適正に執行されていた。

### 2 行政監査

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金等について  
概ね適正に運用されていた。
- (2) 公用車の使用・管理・安全対策について  
概ね適正に運用されていた。

## 第 10 総括意見・要望等

今回の定期監査においては、3つのテーマを設定し監査を実施した結果、概ね適正に執行されていると認められた。

しかし、監査の過程で次の点において、運用上検討を要すると思われるので意見または要望を申し上げます。

### 1. 新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金等について（要望）

令和元年12月に中国武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症は、令和2年以降世界的な感染拡大となり、我が国においても甚大な影響を及ぼした。

国は、これに対処すべく様々な対策を講じ、本年5月によりやく「5類感染症」に感染レベルを移行した。

本市としても、国の支援を最大限に活用し、市民の安全安心な暮らしを守るため、支援を必要とする市民や事業所等へ迅速で的確に対処されていることが確認でき、評価できるものであった。

しかしながら、今回の監査を通して次の点について検証を要すると思料されるので検討されたい。

<緊急事態時における対策について>

新型コロナウイルス感染症対策事業のうち予算執行率の低い事業は次のとおりである。

事業名	予算現額(円)	支出済額(円)	執行率(%)	交付件(件)
飲食店まん延防止支援金	15,000,000	665,000	4.4	7
子育て世帯生活支援特別給付金	30,600,000	9,300,000	30.4	186
介護保険事業者向け感染症対策助成金	5,300,000	3,588,000	67.7	36
高齢者タクシー感染予防対策助成金	300,000	46,000	15.3	1
訪問理美容サービス感染予防対策助成金	1,600,000	608,000	38.0	14
高齢者施設等感染症対策助成金	7,100,000	4,670,000	65.8	47
医療福祉施設等感染症対策助成金	6,200,000	3,979,000	64.2	31

感染症対策は、遅れることなく速やかに実施されなければならないが、一方迅速性の弊害として県と市の施策の重複等、制度設計が必ずしも十分とは言えず、今後の緊急事態から市民や事業所等を守るため、今回の感染症対策を「ケーススタディ」として課題を整理し、今後の有効な支援策の一助とされることを期待する。

### 2. 公用車の使用・管理・安全対策について（要望）

本市は、令和4年2月に「かほく市ゼロカーボンシティ」を宣言し、令和32年までに市内の二酸化炭素の実質排出量をゼロとする目標を立てた。



公用車は、公務を効率的・機動的に遂行するための有効な移動・運搬手段である一方、交通事故等の発生リスクや二酸化炭素の排出による環境負荷も大きい。

そこで今回の監査において、「公用車の使用・管理・安全対策について」をテーマとして監査を実施した結果、次の点において検討を要すると思われる。

### (1) 低公害車の段階的な導入

本年4月1日現在において、かほく市が保有する公用車は106台であるが、今回の監査では、そのうち職員が通常使用する43台（16部課）を抽出して試査したところ、低公害車の保有率は9.3%（43台中4台）であった。

調査対象車	低公害車			ドライブレコーダーの有無	
	ハイブリット車	E V 車	非低公害車	搭載	非搭載
43 台	1 台	3 台	39 台	24 台	19 台

今後、公用車の更新の際は、予算の許す範囲内で費用対効果も考慮しながら、低公害車の導入に努めるとともに、不慮の事故等に対処するため、ドライブレコーダーの搭載についても配慮されたい。

### (2) 公用車の使用前点検の励行

「かほく市公用車管理規程」第5条第1項に定める公用車の使用前点検については、実施状況が必ずしも統一されていないので、安全運転管理者は統一的な様式を定め、運転日誌と一体的に記載・管理することが望ましい。